

【ABC 消費者情報 Vol. 35】

■住宅用火災警報器の設置

平成 23 年 6 月からすべての住宅の寝室などに設置が義務づけられます。訪問販売や電話勧誘に関する相談が寄せられていますので、不安や疑問を感じたらご相談ください。

■お問合せ先

- ・鹿児島市消費生活センター Tel:099-252-1919
- ・消防局予防課 Tel:099-222-0970

■相談事例

自動音声の電話がかかってきて、聞いてみると火災警報器の設置についてのアンケートだった。その後、電話で「自宅に見に行く」としつこく言われ困っている。

■アドバイス

○市消防局では、「安心安全火の用心サポーター」により、住宅用火災警報器の設置促進や設置確認などのため、訪問調査を行っていますが、電話での調査や販売等は一切行っておりません。

○設置について家族などと相談し検討しておきましょう。

○訪問販売、電話勧誘販売で契約した場合、クーリング・オフ制度が適用されます。

○トラブルにあったらすぐに消費生活センター（099-252-1919）にご相談ください。

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611